

2018年10月9日
株式会社日立システムズエンジニアリングサービス

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業に認定 すべての評価項目で基準値を満たしたことにより、最上位に認定

株式会社日立システムズエンジニアリングサービス(代表取締役 取締役社長:帆足明典、本社:神奈川県横浜市西区/以下、日立システムズエンジニアリングサービス)は、2018年9月4日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女性活躍推進法)」に基づき、厚生労働大臣から最上位の認定を受けました。

女性活躍推進法では、301人以上の労働者を雇用する事業主に対して、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析やその課題に対する行動計画の策定・届出、情報の公表などを義務付けています。本認定は行動計画の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業を、厚生労働大臣が評価項目に応じて3段階で認定するものです。日立システムズエンジニアリングサービスは、5つすべての評価項目*1で基準値を満たしたことにより、最上位の認定を受けました。

*1 評価項目:

- ①採用、②継続就業、③労働時間、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース



認定マーク「えるぼし」

日立システムズエンジニアリングサービスでは、女性活躍推進法に基づき、2020年度までに女性管理職を20人以上まで増加させることを行動計画としています。(2015年度末時点の2.5倍)さらに、多様な人材がお互いに尊重し合いながら、それぞれのライフステージにおいて能力を存分に発揮できる職場づくりや施策に積極的に取り組んでまいります。

■日立システムズエンジニアリングサービスの女性活躍推進に向けた主な取り組み

日立システムズエンジニアリングサービスでは、「長時間労働の是正」、「安全で健康な職場づくり」、「業務効率化による生産性の向上」、「ダイバーシティの推進」に焦点を絞り、「働き方改革」を推進しています。女性活躍推進については、「ダイバーシティの推進」活動の中で、以下の施策などに取り組んでいます。

- (1) 男女区別なく、安心して仕事ができる環境づくり推進のため、「育児休暇復職支援セミナー」、「女性ミーティング」の開催。
- (2) 仕事と育児の両立支援のため、職場・会社生活で配慮すべきことや利用可能な各種会社制度をライフステージ別にまとめたガイドブックの発行。
- (3) 会社としての取り組み状況や各種情報の発信・提供の場として、ダイバーシティの推進に関する社内Webの公開。

■厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

■「女性の活躍推進企業データベース」への公開情報

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=3778>

以上